

議事日程 令和2年12月4日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の行政報告
- 日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第60号～議案第65号)

午前9時30分 開会

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。本日は令和2年第4回上峰町議会定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中山五雄君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、9番寺崎太彦君及び1番鈴木千春君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（中山五雄君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より12月11日までの8日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決定いたしました。

日程第3 町長の行政報告

○議長（中山五雄君）

日程第3. 町長の行政報告。

町長の行政報告をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。令和2年第4回上峰町議会定例会に御出席いただき、ありがとうございます。

それでは、早速各課順に行政報告をいたします。まず、総務課でございます。

総務課

新型コロナウイルス関係では、9月1日より、来庁される方を対象とした検温を実施し、感染の防止に努めています。なお、現在も予断を許さない状況がつづいており、感染状況等を注視し、迅速な対応に努めたいと考えております。

防災関係では、11月5日に全国瞬時警報システム（Jアラート）の定期作動テスト（緊急地震速報訓練）が実施され、正常な作動が確認されました。また、実情に合わせ、地域防災計画の見直しを行いました。

表彰関係では、11月9日に上峰町役場応接室におきまして、自治功労表彰式を挙行いたしました。今年度は、特別功労表彰1名、功労表彰1名、善行表彰2名が受賞されました。受賞された皆様の更なる御活躍をお祈り申し上げます。

交通安全関係では、9月25日に「秋の交通安全街頭キャンペーン」を庁舎東側県道で行い、チラシを配布してドライバーの皆さんに安全運転を呼びかけました。

消防関係では、11月9日から15日までの秋の全国火災予防運動にあわせ、消防団各部において、町内全域で火災予防に向けた広報活動を実施しました。

まち・ひと・しごと創生室

1. 広報企画係

国勢調査を10月1日から実施しており、10月20日までの回答を反映した集計値として、前回（平成27年度）国勢調査世帯数を分母とした参考値では、インターネット回答38.3%、郵便回答53.8%となっております。国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的としていることもあり、引き続き精度を高める努力をしていきたいと思っております。

マイナポイントに関し、キャッシュレス決済で利用できるポイントの受け取り手続きができるよう、庁舎ロビーにマイナポイント設定支援窓口を設置しており、10月末までに171件の手続きを行いました。

2. まち・ひと・しごと創生係

中心市街地活性化事業につきましては、新たに設立する合同会社に経営側として加わる民間事業パートナーの選考会を11月9日に実施し、設立に向けて準備を整えています。また、10月30日に共同事業パートナー募集要項を公開し、12月25日までの間募集を行っています。以後スケジュールに沿って進めていきます。

ブランディング動画「ふるさとのにおい」の撮影については、草刈正雄氏主演の映画「体

操しようよ」でお馴染みの菊地健雄監督がメガホンを取り、9月24日から9月27日にかけてロケが行われ、11月9日に公開されました。

ふるさと納税につきましては、9月24日付けで、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間、ふるさと納税の対象となる地方団体の指定を受けました。なお、4月から10月末までの実績は、申し込みベースで、およそ9万件、金額ではおよそ1,490,000千円でした。

財 政 課

予算関係では、令和2年度補正予算に係る要求期限を10月26日に設定、11月6日までに所要の予算査定を実施し、一般会計補正第6号として取り纏めのうえ今議会に提案しています。

これより前に、人事院勧告に伴う給与条例等の一部改正に併せ、人件費の調整にかかる補正予算第5号を11月27日の臨時議会に提出致しました。

令和3年度当初予算については、10月下旬に新年度予算編成要領を一括提示のうえ、現在予算要求書の取りまとめ中でございます。今回は町長選挙に伴う骨格予算となりますが、議会日程等を考慮し年明け早々には予算査定を実施する予定です。

また、地方公会計制度において作成が義務付けられた企業会計に準じた財務書類の整備については、地方公会計マニュアルに沿って各種指標の収集、積算を行い、受託業者との間で精査、確認作業を進めております。併せて特別交付税基礎数値や中期財政計画等の関係資料の収集、報告を随時行っているところです。

施設管理関係では、庁舎内の電話交換機基盤の更新工事を発注いたしました。

住 民 課

1. 住民記録係

10月末現在の人口は9,639人、昨年の同時期と比較しますと52人の増、世帯数は3,737世帯で96世帯の増となっております。

マイナンバー制度関連としましては、10月末時点でマイナンバーカード作成の委託先である地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より町に到着しているカード数は2,019件、交付数は1,890件、保管数は109件で、人口に対する交付率は19.6%となっております。

来年1月から順次、マイナンバーカード未取得者を対象にJ-LISより交付申請書が再送付される予定です。今後もマイナンバー普及促進に努めてまいります。

2. 子育て支援係

10月末現在、町内の教育保育3施設及び町外の教育保育施設におきまして409名の支給認定・保育の実施を行っております。内訳としましては、ひかりこども園1号17名2・3号59名合計76名、認定こども園かみみね幼稚園1号110名2・3号71名合計181名、ひよ子保育園かみみね1号11名2・3号101名合計112名、広域施設（町外）1号23名2・3号17名合計40名です。

10月1日より新年度の特定教育保育施設の支給認定・施設等利用給付申請及び入所申請受

付を開始しており、随時、受付を行っています。

冬休み期間中の留守家庭児童健全育成事業の申込受付を行い、受入の準備を行っております。

3. 環境係

不法投棄の防止につきましては、9月14日から10月13日までの1ヶ月間、全国一斉に実施された不法投棄防止強化月間に合わせて、地区掲示板へポスター掲示をお願いするとともに、職員によるパトロールを強化し不法投棄防止に努めております。

水質検査につきましては、11月に河川水（18箇所）、地下水（5箇所）、工場排水（6箇所）を実施し、水質の監視をしております。また、井戸水の水質検査を希望される方を対象に、検査受付を行いました。検査結果につきましては、検査機関から郵送にてお知らせしております。

狂犬病予防につきましては、注射済票を発行していない方に注射を促す再通知を10月14日に発送し、9件の注射済票の発行と、5件の死亡届が出ております。

空家等対策につきましては、平成29年度空家実態調査以降毎年、調査及び情報等の収集により空家等の把握に努めております。今年度につきましても8月に調査を行い、当初の空家81件に対し、その後に活用されました空家を除く60件（内、相続放棄及び管理人死亡の2件を除く58件）に対し「適正管理について」の依頼文を、9月29日付けで発送いたしました。

補助金の交付につきましては、環境にやさしいまちづくりを推進するための住宅用太陽光発電システム補助の交付申請書が、9件提出されました。また、飼い主のいない猫不妊去勢手術費の補助につきましては、不妊手術24件、去勢手術21件に対し補助金の交付を行っています。

健康福祉課

1. 健康増進係

国保特定健診は10月末現在、297名の方が受診されております。未受診者に対しては勧奨を行い、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら受診率向上に努めてまいります。

母子保健事業では、生後4ヶ月までの乳児に対する全戸訪問を行っており、10月までに50名の乳児に実施しました。今後も継続して行うことにより、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、子育ての孤立を防いでいくことに努めてまいります。

10月から子どものインフルエンザ予防接種の費用助成事業を開始し、インフルエンザの重篤化及び集団生活でのまん延防止に努めております。新型コロナウイルス感染症対策につきましては、感染予防の普及啓発を行うとともに、医療機関と連携し、引き続き予防対策に努めてまいります。

2. 保険年金係

令和2年4月から10月末までにおける国民健康保険被保険者数の増減につきましては、転

入・社保離脱者等の理由による244名の増、転出・社保加入等の理由による212名の減となり、10月末現在で、1,045世帯1,690名（前年度同期1,045世帯1,709名）となっております。なお、10月末現在で、短期被保険者証交付件数は36世帯72名（前年度同期50世帯86名）となっております。

後期高齢者医療被保険者数は令和2年9月末現在で1,184名（前年度同期1,144名）となっております。健診関係では、受診案内を1,061名の方に送付しました。また、令和2年4月から令和3年3月まで「歯（し）あわせ健診」を実施しており、健診対象者の76歳になられた方87名に「歯（し）あわせ健診」の受診勧奨を行いました。

3. 福祉介護係

社会福祉関係では、令和2年4月から10月末までにおける生活保護相談件数が8世帯（18名）あり、そのうち5世帯（12名）が認定されております。令和元年度末での生活保護世帯は33世帯（38名）でしたが、令和2年10月末現在で37世帯（47名）となっております。

高齢者福祉におきましては、毎年9月に「上峰町敬老会」を開催しておりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止といたしました。例年式典にてお祝いをしている、内閣総理大臣による百歳祝（2名）、町最高齢（101歳）の方及び町金婚祝（20組）の方々に、上峰町役場及び特別養護老人ホーム「野菊の里」にて、賞状とお祝いの品を贈呈しました。

令和元年9月1日より、運転免許証を返納された方を支援するため、町内を運行しているコミュニティバス（乗合タクシー、巡回バス）に1年間無料で乗車することができる「フリーパスポート」を発行しております。令和2年10月末現在で44名が申請されております。また、令和2年9月の1ヶ月間を高齢者の方に敬意を表し、65歳以上の方の乗合タクシー及び巡回バスの「運賃無料月間」とし、827名の方にご利用いただきました。

長寿祝い金の給付事業におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度は口座振替に給付方法を変更し9月8日から実施しました。白寿（満99歳）祝として35千円を5名の方々へ、米寿（満88歳）祝として25千円を44名の方々へ、喜寿（77歳）祝として15千円を76名の方々へ、古希（満70歳）祝として8千円を156名の方々へそれぞれ給付いたしました。

税 務 課

1. 課税係

令和2年度一般町税現年度分の、10月末現在の調定状況について報告します。

全体の調定額は1,257,310千円で、対前年同期比39,340千円（3.03%）の減となっております。

税目ごとでは、個人住民税418,300千円で前年同期比10,260千円の増、交付金を含む固定資産税727,120千円で2,120千円の減、軽自動車税33,500千円で1,290千円の増、入湯税が30

千円で440千円の減、法人住民税は44,740千円で42,760千円の減、たばこ税は33,610千円で5,540千円の減といった状況です。

2. 収納係

町税の収納状況について報告します。10月末現在の徴収率は、一般町税全体で、現年度分70.3%で前年同期との比較で1.9%の減、滞納繰越分は17.5%で1.2%の増、国民健康保険税現年度分は47.9%で1.5%の減、同じく滞納繰越分は12.4%で1.5%の増といった状況です。

建設課

1. 建設係

社会資本整備総合交付金事業関係では、坊所南北線の実施設計等業務の発注を行い、三上北南北1号線については、地元説明会を行うなど事業推進に努めているところです。

次に特定防衛施設周辺整備調整交付金事業では、交付決定を受け、西峰東西3号線及び下坊所東西線の道路改良事業の工事発注を行いました。

また、町道維持管理等業務については、舗装補修工事や街路樹植栽工事など、設計業務等が整い次第、随時発注を行っているところです。

2. 管理係

町営住宅関係では、坊所団地の火災警報器更新を実施するなど維持管理業務に努めています。

農業集落排水事業関係では、公営企業会計の適用に向け、今年度は前牟田・堤・坊所処理区に係る固定資産評価業務の発注を行ったところです。

産業課

令和2年度の県営耕地整理ため池整備事業につきましては、事業費50,000千円、堤体及び取水施設の工事が発注されました。令和4年度の事業完了に向けて工事が実施されます。

人・農地プランの実質化については、農地の所有者にアンケート調査を行い、今後の農地の担い手について地域での話し合いによりプランを策定していくスケジュールでございますが、先ずもってこの地域での話し合いのやり方について、これまでとは違った会議の手法の研修会を、「人・農地プラン話し合いコーディネートスキルマスター研修会」として開催しました。話し合いの場に臨む農業委員や農地利用最適化推進員の方などが、全員参加型の有意義な話し合いの手法について、楽しく中身の濃い研修を受けられました。

町独自の新型コロナウイルス感染症に係る支援対策としましては、地域通過を導入し、クーポン事業についてはポイントを活用しての支援を図ります。また、ハコミネ町民市につきましてもこのポイントを活用しての支援を実施するため、現在休止している状況ですが、早急に準備を整えて再開するところです。地域産品を送る非接触型の応援便事業につきましては、ふるさと産品応援便としまして、商工会で行われているところです。今後も商工会に協力し、連携、協働してコロナ対策に関する事業に取り組んで参ります。

教 育 課

国の学校施設環境改善交付金を活用し、小学校北校舎の4教室（校長室、職員室、保健室、放送室）に空調設備工事を6月26日から施工していましたが、9月30日に完了しました。これにより、普通教室、理科室や音楽室など特別教室を含め全ての教室の空調設備が整いました。

中学校では、自転車小屋増設工事を施工し、希望する全ての生徒が自転車小屋に自転車を停められるよう整備完了しました。また、小学校体育館屋根防水改修工事、中学校体育館屋根改修工事を着工しました。

不登校児童生徒の学校復帰に向けた相談や指導を行い、将来的な療育拠点とするために、ふるさと学館2階に開設しました「子ども支援センター」の運営状況は、体験通級を経て正式な通級となった児童2名、家庭訪問により通級を促している生徒1名という状況です。

小学校5年生を対象にした稲作体験学習では、地元生産組合をはじめ地域の皆様のご協力をいただきながら無事収穫を11月5日に行いました。新型コロナウイルス感染防止のためもちつき大会は実施せず、その代替えとしまして、総合学習の時間で稲作体験学習の発表会を行う予定です。

5月に構築しました小中学校における「オンライン授業システム」については、その後の学校再開により稼働していませんでしたが、オンラインでの効果的な授業方法の工夫や児童生徒のシステム操作技術の維持・向上を日頃から図っておく必要があるとの考えで、「オンライン授業の日」を小中学校で実施しました。中学校は10月7日、小学校は10月14日に行いました。今後、2・3ヶ月毎に実施していくことにしています。

生涯学習課

1. 生涯学習係

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として町民センターでは、9月1日から来館者に対し、手指消毒と検温を実施しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見送っていましたが「放課後子ども教室」を10月7日から開始しました。今年度は、町民センターにおいて将棋及び囲碁教室をそれぞれ年間22回実施する予定です。また、「土曜こどものひろば」を10月24日から開始し、和太鼓教室を12回、パステルアート教室を11回実施する予定です。

公民館講座を11月12日から開始しました。鳥栖警察署交通課から講師を招き、「シルバー世代の交通安全」についてお話していただきました。今年度は、年間8回実施の予定です。今後も教室や講座につきましても、3密の回避や発熱がある場合の参加自粛等、感染防止対策を講じながら受講者の安全安心を最優先に取り組んでまいります。

2. 生涯スポーツ係

公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及びスポーツ庁

の3者において、佐賀県での国民スポーツ大会及び全国障がい者スポーツ大会の2024年（令和6年）の開催が9月25日に決定され、競技会場地についても、内定から決定へと移行しました。

10月15日、佐賀県内を拠点とする3人制プロバスケットボール男子チーム唐津レオブラックス、女子チーム唐津レオナイナースの運営会社である株式会社マッシヴドライブと教育委員会がスポーツを通じた交流活動を進めていくことを宣言し、調印式を実施しました。バスケットボールを核とした多方面にわたる交流を通し、児童生徒をはじめ多世代にわたる健康づくりとスポーツ振興を協働して進めていくこととしています。

第73回県民スポーツ大会が10月17日、18日、佐賀市と多久市を中心に開催されました。今年度は、新型コロナウイルス感染予防対策として複数の競技が事前に中止を決定し、総合得点順位は決めずに、開催競技のみの順位となりました。本町からは、9競技、13種目、192名が参加しました。競技結果として、2位には、サッカー一般男子、ゲートボール、ゴルフ女子個人、3位には、軟式野球一般B、ゴルフが入賞を果たし、昨年の躍進賞を彷彿とさせる活躍でした。

文化課

埋蔵文化財関係では、まず、町内遺跡確認調査事業について、9月議会以後、これまでに14件の開発の届け出等がありました。うち埋蔵文化財確認調査を6件、本調査を1件実施し、開発と埋蔵文化財保護との調整を図りました。

町史編さん関連事業では、町史編さん業務委託業者と、9月23日に現代編原稿の内容や図版・レイアウトの確認、11月5日に各執筆委員の原稿作成進行状況や資料提供、協力者・協力機関・団体及び掲載資料許可申請書の提出が必要な機関・団体の確認などを行いました。

図書館関係では、除籍図書約1,600冊の「図書のリサイクル」を実施中です。小・中学校、こども園・保育園などへ優先配布後、10月24日から図書館利用者へ一般配布しております。

11月15日には、ガラスアートでクリスマス飾りを作製する「大人のためのガラスアート体験教室」を開催しました。幻想的なものや煌びやかなものが作製され、素敵なクリスマスが迎えられることだと思います。

○議長（中山五雄君）

これで町長の行政報告は終わりました。

日程第4 議案一括上程 提案理由の大要説明

○議長（中山五雄君）

日程第4．議案一括上程、提案理由の大要説明。

議案一括上程、提案理由の大要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第60号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ100千円の振替等を行うことにより国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう、被保険者に係る所得等について所要の見直しを行うものです。

令和2年12月4日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第61号 上峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

租税特別措置法の延滞金等の特例規定が改正され、「特例基準割合」の呼称が「延滞金特例基準割合」に改められたことに伴い、上峰町後期高齢者医療に関する条例の規定の整備を行うものです。

令和2年12月4日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第62号

令和2年度上峰町一般会計補正予算（第6号）

令和2年度上峰町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57,045千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,093,685千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月4日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第63号

令和2年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和2年度上峰町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ561千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,062,063千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月4日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第64号

令和2年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和2年度上峰町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ814千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110,203千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月4日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第65号

令和2年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

令和2年度上峰町の農業集落排水特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ174千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ681,269千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月4日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管副課長より補足説明をいたします。

以上、6議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ただいま町長より6議案が一括上程されました。

補足説明を求めます。補足説明はありませんか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様おはようございます。私のほうから議案第60号、議案第61号、議案第63号及び議案第64号の補足説明をさせていただきます。

お手元に議案第60号を御用意ください。

議案第60号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例になりますが、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ100千円の振替等を行うことにより国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう、被保険者に係る所得等について所要の見直しを行うものです。

また、一定の給与所得者等が2人以上いる場合は、当該見直し後においては国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため軽減判定基準についても見直しを行うものです。

それでは、新旧対照表により御説明申し上げますので、新旧対照表1ページを御覧ください。

右側が現行、左の欄が改正後でございます。

1ページ下段から2ページ中段になります。国民健康保険税の減額で第13条の2第1号は7割軽減に関するの号になります。軽減判定所得の基準額算定において、右側現行の基礎控除額「330千円」を左側改正後の基礎控除額「430千円」に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計から1を減じた数に100千円を乗じていた金額を加える改正となっております。

2ページ中段の同条第2号は、5割軽減に関するの号になります。右側現行の基礎控除額「330千円」を左側改正後の基礎控除額「430千円」に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計から1を減じた数に100千円を乗じて得た金額を加える改正となっております。

3ページになります。同条第3号は2割軽減に関するの号になります。右側現行の基礎控除額「330千円」を左側改正後の基礎控除額「430千円」に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計から1を減じた数に100千円を乗じて得た金額を加える改正となっております。

3ページ下段になります。附則第5項中は、軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定の整備にあり、例改正に合わせた内容です。右側現行の「所得税法（昭和40年法律第33号）」

を左側改正後の「所得税法」とし、めくっていただきまして4ページの右側現行、「総所得金額」の次に左側改正後の「及び山林所得金額」を加えるものです。その下、右側現行5行目になります。「とする。）」を左側改正後、「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改正するものです。

この条例の施行日は令和3年1月1日からとしており、この条例による改正後の上峰町国民健康保険条例の規定は令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による内容のものでございます。

以上、議案第60号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第61号 上峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例です。お手元に議案第61号を御用意ください。

令和2年度税制改正におきまして、令和2年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律による地方税の改正により、地方税における延滞金及び還付加算金等の見直しが行われております。

具体的には、国税の改正に合わせ、「特例基準割合」の用語の自体が見直されていることから、所要の改正を行うものです。

それでは、新旧対照表により御説明をいたしますので、御用意ください。

右側が現行、左の欄が改正後でございます。

右側現行、附則第2条中の「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）」を左側改正後の「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合）」に改正し、右側現行の中段「（以下この条において「特例基準割合適用年」）」を削り、その下の「当該特例基準割合適用年」を左側改正後で「その年」に改正し、右側現行の「特例基準割合に」を左側改正後の「延滞金特例基準割合に」に用語の改正をする内容となっております。

この条例の施行日は令和3年1月1日からとしております。

以上、議案第61号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第63号 令和2年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を御説明いたしますので、お手元に御準備ください。

予算書2ページ、第1表歳入歳出予算補正を御覧ください。

まず、歳入のほうからでございます。款、補正額、計の順に順次読み上げて説明をいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款の5. 県支出金、補正額561千円、計717,037千円、歳入合計、補正額561千円、計1,062,063千円です。

3 ページを御覧ください。歳出でございます。

款の 1. 総務費、補正額561千円、計7,702千円。

款の 9. 諸支出金、補正額158千円、計41,927千円。

款の10. 予備費、補正額、減額の158千円、計61,833千円。

歳出合計、補正額561千円、計1,062,063千円です。

次に、補正予算による説明書により説明をいたします。

説明書の 3 ページを御覧ください。

歳入ですが、款の 5. 県支出金、項の 1. 県補助金、目の 1. 保険給付費等交付金ですが、特別調整交付金市町村分として561千円計上しております。

歳出で御説明いたしますシステム改修分の財政支援として改修費用の全額を交付されるものでございます。

続きまして、歳出のほうですが、4 ページを御覧ください。

款の 1. 総務費、項の 1. 総務管理費、目の 1. 一般管理費、節の12. 委託料561千円ですが、先ほど歳入で御説明をいたしました特別調整交付金市町村分を受け、アクロシティシステム改修委託料を計上しております。

内容としましては、令和 3 年 1 月 1 日施行の個人所得課税の見直しにおいて給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ100千円の振替等を行うことにより、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう、被保険者に係る所得等について所要の改修を行うものでございます。

中段を御覧ください。

款の 9. 諸支出金、項の 1. 償還金及び還付加算金、目の 3. 国民健康保険調整交付金償還金ですが、節の22. 償還金、利子及び割引料の国民健康保険調整交付金償還金です。過年度分特別調整交付金精算分を158千円計上しております。

下段になります。

款の10. 予備費、項の 1. 予備費、目の 1. 予備費ですが、158千円を減額し、特別調整交付金償還金に充当する予算構成としております。

以上、議案第63号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第64号 令和 2 年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の補足説明を行いますので、議案第64号を御用意ください。

予算書 2 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正を御覧ください。

まず、歳入のほうからでございます。款、補正額、計の順に順次読み上げて説明をいたします。

第 1 表歳入歳出予算補正、歳入、款の 3. 繰入金、補正額814千円、計25,533千円、歳入合計、補正額814千円、計110,203千円となります。

3 ページを御覧ください。歳出でございます。

款の 1. 総務費、補正額814千円、計1,249千円、歳出合計、補正額814千円、計110,203千円となります。

次に、補正予算に関する説明書により説明をいたします。説明書の 3 ページを御覧ください。

歳入ですが、款の 3. 繰入金、項の 2. 一般会計繰入金、目の 1. 一般会計繰入金、節の 3. 一般会計繰入金ですが、高齢者医療制度円滑運営事業費繰入金として814千円、補正を計上しております。

次に、歳出になりますが、4 ページを御覧ください。

款の 1. 総務費、項の 1. 総務管理費、目の 1. 一般管理費、節の12. 委託料、説明欄の後期高齢者医療保険料システム改修委託料の814千円ですが、先ほど歳入で御説明をいたしました高齢者医療制度円滑運営事業費繰入金を受け、システム改修を行うものでございます。

内容としましては、国民健康保険と同様に、令和 3 年 1 月 1 日施行の個人所得課税の見直しにおいて所要の改正を行う内容でございます。

以上、議案第60号、議案第61号、議案第63号及び議案第64号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○財政課長（坂井忠明君）

皆さんおはようございます。私のほうからは議案第62号 令和 2 年度上峰町一般会計補正予算（第 6 号）につきまして補足説明をさせていただきます。

補足説明の前に一言おわびを申し上げます。先ほど町長の行政報告中で財政課分の中で「新年度予算編成要領」とすべきところを「新年度予算編施要領」としておりました。私どもの記事の誤植でございました。大変申し訳ございません。

では、お手元に予算書の準備をお願いいたします。

予算書の 2 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正、歳入でございます。左のほうから款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

款の12. 使用料及び手数料、補正額、減額12千円、計78,036千円。

款の13. 国庫支出金、補正額218,217千円、計1,883,047千円。

款の15. 県支出金、補正額10,542千円、計327,372千円。

款の18. 繰入金、補正額、減額180,018千円、計3,736,357千円。

款の20. 諸収入、補正額8,316千円、計92,967千円。

歳入合計、補正額57,045千円、計13,093,685千円。

次、歳出でございます。

款の1. 議会費、補正額22千円、計73,161千円。
款の2. 総務費、補正額8,960千円、計8,257,808千円。
款の3. 民生費、補正額36,308千円、計1,437,490千円。
款の4. 衛生費、補正額10,083千円、計608,815千円。
款の6. 農林水産業費、補正額116千円、計387,358千円。
款の7. 商工費、補正額0、計443,586千円。
款の8. 土木費、補正額282千円、計577,765千円。
款の9. 消防費、補正額、減額590千円、計171,181千円。
款の10. 教育費、補正額2,624千円、計723,075千円。
款の12. 公債費、補正額、減額760千円、計371,269千円。
歳出合計、補正額57,045千円、計13,093,685千円。

では、主な補正内容について説明をいたします。

説明書の3ページをお願いいたします。歳入でございます。

3ページ中段になりますが、款の13. 国庫支出金、項の1. 国庫負担金、目の1. 民生費国庫負担金、節の4. 施設型給付費国庫負担金で、説明欄上段の子どものための教育・保育給付費負担金10,000千円でございますが、給付額の不足が見込まれることから、給付費の国庫負担分50%を計上するものでございます。県費負担分と合わせて歳出予算の増額補正分の財源となるものでございます。こちら歳出の項で改めて説明をいたします。

続きまして4ページの上段をお願いいたします。

款の13. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の4. 総務費国庫補助金、節の7. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金192,262千円でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに感染拡大の影響を受けている地方の地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るために創設された国の補助金でございます。本町におきましては、1次分として限度額57,362千円、2次分として限度額134,900千円が示されております。全額を商工観光振興費のほうに充当し、財源の組替えを行っております。

同じ国庫補助金で2件下になりますが、目の6. 特定防衛施設周辺整備調整交付金8,935千円でございますが、今般、39,935千円の内示がございましたので、現計予算との差額を計上するもので、充当先につきましては土木費の道路新設改良費で、こちらも財源の組替えを行っております。

続きまして5ページ上段をお願いいたします。

款の15. 県支出金、項の1. 県負担金、目の1. 民生費負担金、節の2. 施設型給付費県費負担金5,000千円でございますが、先ほど触れました国庫負担金10,000千円と対になる県費分でございます。給付費増額分の25%相当というふうになっております。

続きまして6ページをお願いいたします。

上段から、款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の1. 財政調整基金繰入金、節の1. 財政調整基金繰入金5,612千円でございますが、不足財源を補填するための基金取崩しでございます。

当該基金の状況でございますが、前年度末残高532,000千円からほぼ半減の約273,000千円となります。税収見込み等を勘案いたしますと、年度内に大きな積み増し等は期待できず、仮に期末残高が3億円を割り込んだ場合、平成22年度末以来となり、残高ピーク時平成27年度末の約45%前後まで低減する見込みでございます。

もちろん今年度につきましてはコロナ禍にあって、不測の事態への対応はこの基金本来の役割を果たすものでございました。しかし、いまだ収束が見えない感染症の動向や災害発生、税収減等の事態に万全の備えを今後とも継続するためには、これまでのような恒常的な不足財源の補填的な役回り、こちらとの両立は非常に困難な水準というふうに認識をしております。

その下でございますが、目の12. ふるさと寄附金基金繰入金、節の1. ふるさと寄附金基金繰入金、減額の185,630千円でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の1次分、2次分合わせて192,262千円は、前述のとおり、全額商工振興費へ財源充当し、財源組替えを行います。

これにより9月補正予算において措置したコロナ感染症に伴う経済対策第2弾の歳出総額241,212千円を賄う財源としては、結果として地方創生臨時交付金で192,262千円、ふるさと寄附金基金繰入金で48,950千円措置することと結果としてなります。

なお、補正額減額の185,630千円と組替え額減額の192,262千円の差額6,632千円につきましては、GCF分、飼い主のいない猫の不妊去勢手術関連経費に412千円、また、寄附者の意向に沿った各種の事業に6,220千円を繰り入れるということでございます。

それでは、歳出予算に移ります。10ページをお願いいたします。

10ページの下段で、款の3. 民生費、項の2. 児童福祉費、目の1. 児童福祉総務費、節の18. 負担金、補助及び交付金、説明欄2項目めの新生児臨時特別給付金10,000千円でございます。コロナ感染症に伴う経済対策の一環として、国において措置された特別定額給付金がございますが、支給基準日以降、令和3年4月1日までに出生した町内の新生児を対象に国の支援策と同額の1人当たり100千円を支給する町の単独事業でございます。

令和2年4月28日以降、令和3年3月末日までの出生件数を100件と見込み計上いたしておりますが、令和3年4月1日出生分に関しては会計年度区分の関係上、新年度予算のほうに計上する予定でございます。

その下、節の19. 扶助費で、特定教育・保育施設型給付費20,000千円でございますが、認定こども園や保育所などへの年間の給付総額を366,760千円と見込み、現計予算額との差額を計上したものでございます。係る財源につきましては歳入のところで触れておりましたが、

国庫から50%、県費より25%、町費25%で構成するものでございます。

続きまして12ページ中段をお願いいたします。

款の4. 衛生費、項の1. 保健衛生費、目の4. 健康増進事業費、節の18. 負担金、補助及び交付金で、後期高齢者医療広域連合療養給付費前年度精算負担金7,806千円でございますが、昨年度の療養給付費の確定に伴う精算分でございます。

その下で、目の5. 環境衛生費、補正額412千円でございますが、金額は大きくございませんが、G C F分ということで御説明をさせていただきます。

飼い主のいない猫対策の経費でございまして、施術件数の増加が見込まれるためボランティア団体への活動補助金の増額及び消耗品関係の経費を計上いたしております。

本町ではG C Fに支持、賛同していただいた寄附者各位の意向に反しないよう、補助事業者の使途を施術とその関連費用に絞っておりますことから、施術済件数は順調に累積をしております。基金を使った取組は当分の間、継続できる状況と考えております。

次に、財源変更0補正について御説明をいたします。

14ページの中ほど、款の7. 商工費、項の2. 商工観光費、目の1. 商工観光振興費でございますが、ふるさと寄附金基金繰入金から地方創生臨時交付金へ192,262千円財源を組み替えるもので、補正額は0でございます。

次に、15ページの中ほど、款の8. 土木費、項の2. 道路橋梁費、目の3. 道路新設改良費でございますが、こちらは一般財源から特定防衛施設周辺整備調整交付金へ8,935千円財源振替えるものでございまして、同様に0の補正となっております。

以上で議案第62号 令和2年度上峰町一般会計補正予算（第6号）の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○建設課副課長（高島真幸君）

皆様おはようございます。私のほうからは議案第65号 令和2年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

それでは、お手元に予算書の御準備をお願いいたします。

予算書2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。左のほうから款、補正額、計の順に読み上げて御説明をいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、款の2. 使用料及び手数料、補正額0円、計147,711千円。こちらにつきましては、補正額はございませんが、充当先の変更のため表示されております。

款の5. 繰入金、補正額、減額174千円、計273,442千円。

歳入合計、補正額、減額174千円、計681,269千円。

下段3ページを御覧ください。

歳出、款の1. 総務費、補正額、減額3,848千円、計166,651千円。

款の3. 公債費、補正額、減額174千円、計462,110千円。

款の4. 予備費、補正額3,848千円、計6,848千円。

歳出合計、補正額、減額174千円、計681,269千円です。

それでは、1枚めくっていただきまして、令和2年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）に関する説明書により補正内容について御説明をさせていただきます。

2枚めくっていただきまして、下段3ページを御覧ください。

2、歳入でございます。款の5. 繰入金、項の1. 繰入金、目の1. 一般会計繰入金、節の1. 一般会計繰入金、減額174千円です。今年度行いました資本比平準化債の借換えにより起債償還金が減額となりましたので、繰入金の減額を行っているところでございます。

1枚めくっていただきまして、上段4ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費、節の10. 需用費、説明欄1、消耗品費1,101千円でございます。こちらにつきましては、江迎処理区の真空ユニットの購入を予定しているところでございます。

同じく節の12. 委託料、説明欄、農業集落排水処理施設維持管理委託料、減額4,949千円です。今年度の委託契約において今後の変更見込みがございませんので、減額の補正となっております。

款の3. 公債費、項の1. 公債費、目の1. 元金、節の22. 償還金、利子及び割引料72千円、同じく目の2. 利子、節の22. 償還金、利子及び割引料、減額246千円、項の合計、補正額、減額174千円が先ほどの歳入、一般会計繰入金の補正内容となっております。

款の4. 予備費、項の1. 予備費、目の1. 予備費3,848千円です。不測の事態に備えるため予備費増額の補正を行っているところでございます。

以上で議案第65号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

補足説明がないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれを

もって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。お疲れさんでした。

午前10時30分 散会